

介護・医療連携推進会議及び運営推進会議について

地域密着型サービスは、できる限り住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活が継続できるよう支援するために平成18年に創設されました。

地域密着型サービスの4つのポイント

- ① 本人本位の支援
 - ・利用者一人ひとりを個人として尊重し、その人らしく暮らし続けられること
 - ・尊厳の維持
- ② 継続的な支援
 - ・24時間365日とぎれなく支援
 - ・多機能性を生かした支援
- ③ 地域で暮らし続けることを支援
 - ・家族や地域社会との関係を継続的に
 - ・日常の生活圏域を基本としたサービス体系
- ④ 地域との支え合い
 - ・事業所が地域に溶け込み、一員としての役割を果たす

事業所が求められる機能を果たし、地域の中で成長していくための仕組みとして、「介護・医療連携推進会議」及び「運営推進会議」とサービス評価が義務付けられました。

対象となるサービス (介護予防も含む)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)／認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護
会議名称	介護・医療連携推進会議	運営推進会議	
構成員	利用者・家族／地域住民代表者／市職員または地域包括支援センター職員／知見を有する者 (介護・医療連携推進会議では、加えて地域の医療関係者)		
開催頻度	おおむね6ヶ月に1回以上	おおむね2ヶ月に1回以上	おおむね6ヶ月に1回以上

○会議構成員について

介護・医療連携推進会議及び運営推進会議は事業者が地域に対して、提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的としています。

また、介護・医療連携推進会議は、地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有をおこない、介護と医療の連携を図ることを目的としています。

そのため、下記に掲げる構成員の構成区分には偏りがないように選出をお願いします。（管理者や従業員等「事業所関係者」は構成員にはなれません。）

構成区分	例示及び留意事項
利用者及び利用者の家族	※通所介護の場合、利用者がサービス提供時間内に会議に参加するとその日のサービスは終了となります。
地域住民代表者	・自治会等の地域団体の代表者や役員 ・老人クラブ代表者 ・民生委員 等
地域密着型介護サービスについて知見を有する者	・介護保険制度や高齢者福祉に関する学識経験者や教育者 ・社会福祉協議会等の役員 ・その他高齢者福祉事業に携わる者等 ※客観的、専門的立場から意見を述べることができる者

○会議開催について

開催頻度は各サービス基準のとおりです。また、開催にあたっての事前準備（日程調整、資料作成、委員への案内等）や当日の会議進行・説明についてもすべて事業所が行うようにして下さい。会議の開催場所についても会議の出席者が事業所の雰囲気やサービス提供の様子が把握できるように事業所内において開催するようにして下さい。

○会議内容について

運営推進会議では出席者に対して「活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く」ことが義務付けられています。活動状況の報告については出席者が理解できないような事項はなるべく避け、様々な意見を引き出せるような内容となるよう工夫して下さい。

報告内容例

- ・事業所の運営方針・特色
- ・運営状況（日々の活動状況、利用者の様子、介護度別利用者数等）
- ・自己評価、自己改善結果及びその改善措置

- ・研修その他従業員の資質向上のための取組みの状況
- ・事業所において実施した行事その他の活動についての状況
- ・苦情、事故、ヒヤリハット事例およびその対応状況や再発防止策等の取組み
- ・地域住民やボランティア団体等との連携・協力状況
- ・地域において開催された行事や活動への参加、協力状況
- ・非常災害時における消防団や地域住民との連携のための取組み状況 等

○記録の作成について

基準において、運営推進会議の活動状況の記録（報告内容、評価、要望、助言等についての記録）を作成することが義務付けられています。また、作成日から5年間保存して下さい。

○記録の公表について

基準において、上記活動状況の記録の記録を公表することが義務付けられています。

公表方法例

- ・事業所のホームページに掲載する
- ・事業所の掲示板等、利用者が見やすい場所へ掲示する
- ・会報等により、利用者宅、地域団体、会議出席者その他の団体へ配布する 等